

カードローン・当座貸越根保証の 利用限度額、無担保枠が大幅に拡大!!

★平成18年4月1日から改正!

中小企業金融のさらなる円滑化を図るために、不動産担保や保証人に過度に依存しない保証を推進しようとする国の方針に基づき、平成18年4月1日から「事業者カードローン」「当座貸越根保証」を大幅に改正いたしました。

この改正により、当該制度の利用限度額、無担保枠が大幅に拡大され、保証人についても緩和されました。積極的なご利用をお願いしたいと思います。

なお、主な改正点は下記のとおりです。

カードローンの主な改正点

- 保証限度額が、無担保5百万円、有担保1千万円(総額1千万円)から
全て無担保で2千万円までに大幅拡大!
- 保証人は、法人事業者は、**法人代表者(実質経営者を含む)!**
個人事業者は、**原則不要!**

当座貸越根保証の主な改正点

- 保証限度額が、2億円(有担保)から
総額2億8千万円(内、原則5千万円まで無担保)!
無担保枠を創設し、最高限度額も大幅に拡大!
- 保証人は、法人事業者は、**法人代表者(実質経営者を含む)!**
個人事業者は、**原則不要!**

【資格要件】

・カードローン・当座貸越ともに、業歴・財務内容等について一定の要件を満たすことが必要となります。

【保証料】

・カードローン・当座貸越ともに、財務内容により9段階に弾力化されます。

詳細につきましては下記にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 業務企画部 業務統括課 TEL 029-224-7815